

「はい、こちら企業の労働
110番です」。

お電話はとある流通業の人
事担当者からのご相談でした。
その内容は、従業員の私傷病
への対応について。
会社の就業規則を見ますと、

名北協会相談員日誌 80



どちゅう“企業の労働110番”です

加藤社会保険労務士事務所 所長
名北労働基準協会専門相談員

社会保険労務士 加藤正人

私傷病を抱える 従業員への対応方法

有効・無効を判断する基準をみてみますと、(1)傷病の業務に対する影響度合い、(2)傷病の完治または回復の見込みの有無、(3)配置転換の余地の有無、以上3点が示されていました。

加えて傷病を抱える従業員の方を直接面談し、よく状況をお聞きいただければと思います。中には人事担当者が上長から従業員のこうした報告を受け、その従業員に直接話を聞く前に悩んでいる場合も見受けられますが、現場上長とともに人事担当者も直接丁寧

裁定することになりますが、この裁判所の判断の蓄積によって形成された法的な考え方を判例法理といい、労務管理の実務を行なう上での、处分の有効・無効を判断する基準ともなります。

「賃金の支払い」という債権を得られるわけです。従つて雇用契約上の職務内容が果たせなくなると、債務不履行という問題が生じてしまいます。とはいっても、安易な解雇が許されることはありません。

これらから、いかに従業員の雇用を守るかという観点で考えていきます。日常、薬の処方によって業務への影響が無いのであれば、労務管理上の問題は発生しませんが、業務の身体への負荷については、まず、主治医の診断や産業医の判断を仰ぐことが必要です。



人との面談に觸れる事で、ご本人の気持ちにも触れることが出来、対応方法がみえてくることもあります。

場合によつては、企業の『安全配慮義務』について考
える必要も出てきます。例え
ば、本人に確認したところ、
職場におけるちょっとした事

配置転換は、職務や役職の変更によって、賃金等の労働条件の変更が必要な場合も出てくるかと思います。そういう時にも、対象の従業員の方とよく話し合い、理解を得ながら進めることです。そうした丁寧な対応が、労使紛争を未然に防ぐことにもつながります。

また、就業規則に「休職」の規定があれば、その制度を有効に活用いただきたいところです。休養が必要と判断される場合には、しっかりと休養を取つて回復を図る。従業員の方も、会社の制度としてのお休みを利用することで、安心して養生することが可能です。賃金の支給が無くとも、健康保険法の傷病手当金の支給によって、最長1年6ヵ月間、大まかにいえば標準報酬日額（標準報酬月額の3分の1）の3分の2が支

今回は「私傷病を理由とした解雇」の判例法理をもとに、私傷病への対応を考えてみましたが、実際には傷病ごとに対応もさまざまかと思ひます。ご不明な点は、当協会会員事業場専用無料相談ダイヤル「企業の労働110番」（☎ 052-961-7110）までご相談ください。

イラスト・森沢康代